≪監理団体の業務の運営に関する規程≫

事業所名　にじ協同組合

第1　目的
この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

第2　求人
1　本事業所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受け入れに関する職業紹介に関する限りいかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労務条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
2　求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3　求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、又は、電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき　事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4　求人受付の際には、監理費(職業紹介料)を、別表の監理費表に基づき申し受けします。
いったん申し受けしました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたします。

第3　求職
1　本事業所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受け入れに関する職業紹介に関する限りいかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
2　求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又は、その代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4　技能実習に関する職業紹介
1　団体監理型技能実習生等の方には職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2　団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
3　技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行ないます。

４　団体監理型技能実習生等の方を団体監理型技能実習者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体管理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
５　いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
６　本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
７　就業が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第５　団体監理型技能実習の実施に関する監理
１　団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第５２条第１号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法)によって３か月に１回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
２　第１号団体型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、１か月に１回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが　著しく困難な場合にあっては、ほかの適切な方法による確認）を行うとともに団体監理型実習実施者に対して必要な指導を行います。
３　技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認されるような方法で、団体監理型技能実習者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
４　第１号団体監理型技能実習生にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
５　技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第５２条第８号イからハに規定する観点から指導を行います。
６　技能実習生の帰国費用（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円満に帰国できるよう必要な措置を講じます。
７　団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
８　実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
９　本事業所内に監理団体の許可書を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。
10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第６　監理責任者
１　本事業所の監理責任者は、鈴木悦子です。
２　監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
⑴　団体監理型技能実習生の受入れの準備
⑵　団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
⑶　団体監理型技能実習生の保護
⑷　団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
⑸　団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
⑹　国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第７　監理費の徴収

１　監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

２　監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体管理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る）の額を超えない額とします。

３　監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあたっては入国後講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体管理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習製に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

４　監理費（監理指導員）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けします。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する管理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）額を超えない額とします。

５　監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費に基づき申し受けます。
その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用の額を超えない額とします。（実費に限る。）

第８　その他

１　本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体管理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

２　雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習の関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

３　本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体管理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

４　本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体管理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人権、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

５　本事業所の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受け入れに限定するものです。

６　本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

≪にじ協同組合　組織図≫

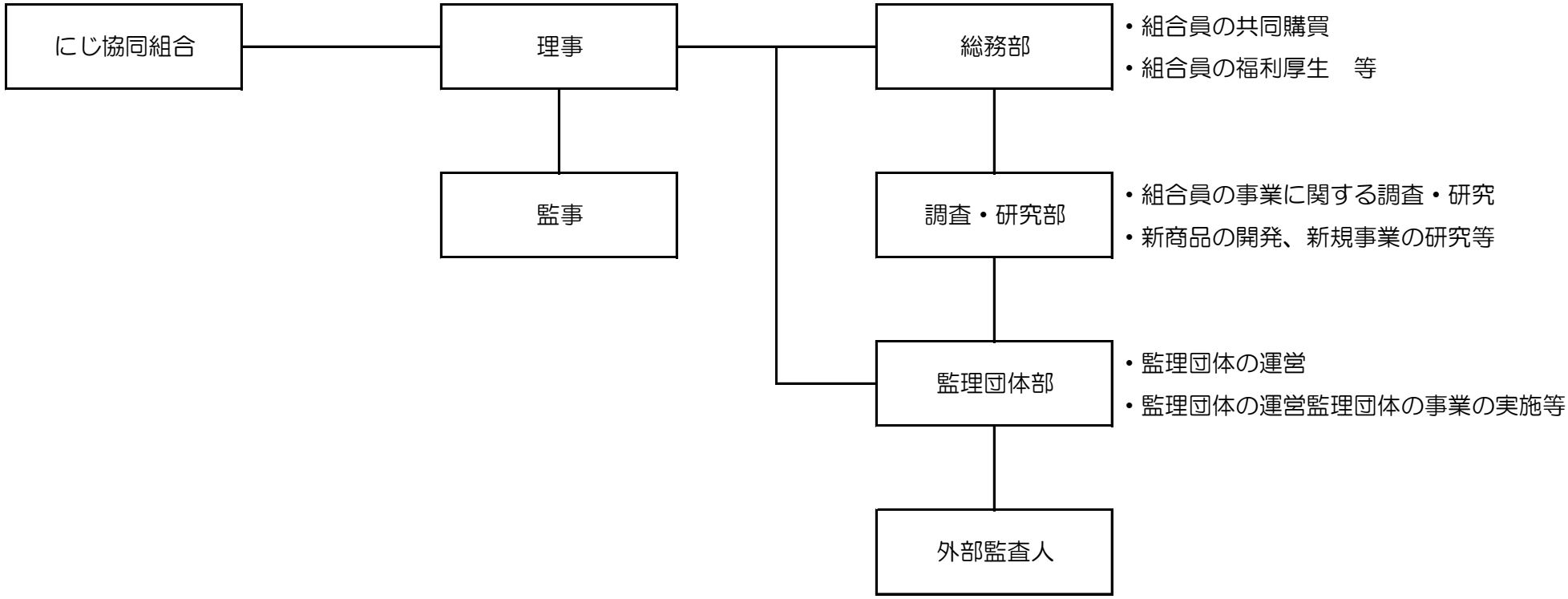

※外国人技能実習制度にかかる個人情報については、監理団体部が一括して管理し、他の部署は取扱いしない。

≪監理費表≫

監理団体名： にじ協同組合
所　在　地： 愛知県あま市花長川内20-1
責任者役員・氏名： 代表理事　浅野良明

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 （実習実施者１社当たり）	監理費 （技能実習生1人当たり）	備考
職業紹介費	採用面接費	募集及び選抜に要する人件費	50,000　円	円	
		募集及び選抜に要する交通費	80,000　円	円	実費
	その他	実習実施者、外国送り出し機関との連絡/協議に要する費用	20,000　円	円	
講習費	施設使用料	施設使用費	円	15,000　円	第１号実習時
	講師謝金	講師謝金及び通訳謝金	円	40,000　円	第１号実習時
	教材費	教材費	円	10,000　円	第１号実習時
	技能実習生宿舎管理費	研修時寄宿舎管理費	円	20,000　円	第１号実習時
	技能実習生に支給する手当	講習手当	円	60,000　円	第１号実習時
	入国前講習費	入国前講習費	円	30,000　円	第１号実習時
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	50,000　円	円	
	交通費	監査に要する交通費	20,000　円	円	実費
	外部監査費	外部監査に要する費用	30,000　円	円	
	その他	実習実施者との連絡/協議に要する費用	5,000　円	円	
その他諸経費	外国送り出し機関管理費	外国送り出し機関管理費	円	5,000　円	月額
	渡航費用	実習生入国および帰国費用	円	80,000　円	実費
	その他	外国送り出し機関との連絡/協議に要する費用	10,000　円	円	
		相談・支援に要する費用	10,000　円	円	実費
		人件費・事務所経費	円	15,000　円	月額

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。
※技能実習生１人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

≪個人情報適正管理規程≫

事業所　にじ協同組合

１　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、監理団体部の職員とする。
個人情報取扱責任者は、監理責任者　鈴木　悦子とする。

２　監理責任者は個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・情報を年１回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

３　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うのとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、監理責任者は技能実習生度への周知に努めることとする。

４　技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者　鈴木　悦子とする。